2007年参議院選候補者アンケート 回答一覧表

2007- 7-14

No	候補者氏名 / 選挙区	1，参議院のあり方 (1)存在意義 / 理由	1，参議院のあり方 (2)強行採決評価 / 理由	2，憲法改正問題 (1)改正の賛否 / 理由	2，憲法改正問題 (2)9条改正賛否 1項 2項 追 / 各項改正の理由	2，憲法改正問題 (2)9条改正賛否 9条改正に反対の理由	2，憲法改正問題 (3)その他憲法改正に問題についての考え	3，年金問題 (1)3法案可決の評価 / 理由	3，年金問題 (2)解決のための施策	4，社会への男女共同参画 (1)参画基本法の評価 / 理由	4，社会への男女共同参画 (2)現状への考え	5，政治と金 (1)政治献金のあり方 / 理由	5，政治と金 (2)政党助成金のあり方 / 理由
	公明党	公明党回答者3名											
1	**遠山　清彦** 比例	a，存在否定できない 決算委員会の改革など、参院の独自性が生かされている。	a，あれで良かった 審議時間は十分に確保されるなど、強行採決にはあたらない。	a，賛成 憲法3原則「国民主権・恒久平和主義・基本的人権」を不変のものとし、第9条は堅持する。環境権、プライバシー権など、現憲法を補強する「加憲」をめざす。	1項 2項 追 ○ 平和の象徴である9条1、2項を堅持し、国際貢献の項を増やす。	a，賛成	時代の進展とともに憲法の精神を発展・強化するため、環境権・プライバシー権など加憲する必要がある。	a，評価する 数々の不祥事を起こした社保庁を2010年に解体し、非公務員型の日本年金機構を新設。年金の記録漏れが判明した人への年金の追加給付を時効にせず、全額を補償することを急がねばならない。		b，この法律で十分		c，透明にして罰則強化 透明性は何よりも大事であり、罰則強化も必要である。	b，現状のまま 現行以上の国民の税金から投入には、国民の理解は得られない。
2	**高野　博師** 埼玉	a，存在否定できない 二院制は議会の行動をより慎重にする「抑制」と「均衡」の機能を果たす。まさに参議院は良識の府としてその役割を担っている。	a，あれで良かった 野党の言う“慎重審議”とは、廃案にもっていくための口実。常識的な審議が行われたなら採決するしかない。	a，賛成 現行憲法の3原則を堅持した上で、環境権やプライバシー権、人間の尊厳を実現する権利など新しい人権思想や国際貢献のあり方など、現憲法との乖離が出してきているので、足らざるところを補うべき。	b，反対	戦後60年の平和国家としての歩みと国際貢献のベースになってきたのは第9条である。改正する必要はない。	（1）及び（2）bに述べた通り	a，評価する 社保庁の「天下り」や「組合」の労働慣行等の構造的問題を正すために解体し、また遡って受給権を認めるための時効の廃止等、きわめて当然。	上記に加え、記録の照合は、新しいシステムの開発や雇用保険等のデータも利用して早急に対応する。原因と責任の究明は検証委員会を通じ、徹底的にやらなければ国民は納得しない。	b，この法律で十分 この基本法の成立がDV防止法の制定など女性の人権を守る法整備を大きく前進させた。	女性の社会進出はまだ遅れている。これへの対策と子育て支援体制の一層の構築に取組みたい。	a，個人献金のみ 特定業界と政治家との癒着による政治腐敗を断つため必要。政治献金が透明で健全なものとすることが重要。	b，現状のまま
3	**山口　那津男** 東京	a，存在否定できない 「参議院」の不要論は、多数派のおごりによる効率のみにとらわれた浅薄な考え。先進国のほとんど二院制。同じ結論でも審議に深みと幅広さがある。違う結論こそ窮極のチェック機能。	c，その他 現在「強行採決」は存在せず、野党の対決パフォーマンスにすぎない。むしろ「採決妨害」というべきテレビの映像は委員長をはがいじめ、手で口をふさぐ、指で突く、これらの行為は全て野党議員によるものを報じている。但し、与野党とも限られた会期のなかで、相当な審議を尽くして採決に至る協調をはかるべき。	b，反対 現行憲法の諸原則を維持すべき。但し、環境権など新しい人権や国際貢献などを加える改正であれば検討に値する。	○ 自衛隊の保有や国際貢献を加える方向での改正は検討に値する。1項、2項はそのままにしたうえでの検討。	a，賛成	改正発議を3年間凍結したのだから、改正の是非など幅広く議論すべき。手続法である国民投票法の内容も国民に周知すべき。	a，評価する 年金の問題というより、ずさんな社保庁の体質改善と累積されたミスの後始末という「社保庁」問題。大事なことは後始末。どの政党がやってもやるべきことは事実調査の徹底、時効撤廃の制度改正、社保庁の組織改変であり、可決で対応が始まったことからも、もはや争点ではなくなる。残る問題は社保庁・自治労・労使の責任問題。	7月5日に政府・与党で確認した幅広い施策を徹底して実行すること。	b，この法律で十分 基本法の性格上、それに基づく個別法の実現に努力すべき。	その趣旨がまだ浸透していない。とくに男性の意識が著しく遅れている。家庭においても男女の役割分担よりも互換性を育てるべき。	c，透明にして罰則強化 企業にも政治活動の自由があり、実際に政策要望や提言をすることは重要。透明性を確保し、国民の批判にさらすことが重要。非営利団体や個人が献金する気風は日本に育っていない。	b，現状のまま 過度の企業献金に依存しないことが重要。